

論 説

資産評価と包括利益概念

村瀬 儀祐

はじめに

- 1 会計認識の二つの意味
- 2 有価証券資産の認識
- 3 損益計算書を経由せずに計上される持分修正項目
- 4 包括利益計算書の制度的位置

おわりに

はじめに

資産会計は、常に、会計の中心問題であった。今日、多様な金融資産の出現と「公正価値」評価が問題にされるにおよび、資産会計はこれまでにないほど議論の多いものとなっている。資産会計の議論を見ると、実際世界の経済的資源をいかに認識し、表示上の忠実性をはたすかというところに焦点がおかれ、資産会計を貸借対照表の借方計上の問題として論じる傾向がある。しかしながら会計の専門的仕組みからみれば、借方計上の問題は、貸方計上の問題となる。資産の「公正価値」評価は、借方の資産価額の修正を行うが、同時に、貸方の評価修正額の処理を必随する。一般には、借方の資産額を忠実に表示しようとする結果、貸方の項目と金額が形成されると説明される。しかし、会計を制度現象として検討すると、資産会計において借方の資産計上は、実際世界の経済的資源を忠実に表示せんとする要因に規定されるのではなく、会計的専門的な仕組みからして、貸方に計上される項目と金額によって規定される。すなわち、借方における資産計上が貸方に計上されるものを規定するのではなく、逆に、

貸方への計上の問題が借方の資産計上のあり方を規定する関係が見られる。このような関係を見いだすことによって、資産会計の制度的性質は解明される。

本稿は、資産会計においては貸方が借方を規定する、という命題を実証するために、有価証券資産（債務証券と持分証券）を例に取り上げ分析する。最初に「認識（recognition）」の概念の検討からはじめる。

1 会計認識の二つの意味

現代会計において「認識」は、「財務諸表に記載するプロセスである」とされる。財務諸表への記載に至るまでには、記録の対象となるものを識別し、数値化し、正式に記帳する一連のプロセスが成立するが、会計において認識といえば、普通、正式な記帳の最終段階のことをいう。例えば、会計記録行為を認識とする典型的事例は、アメリカの財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）による財務会計概念ステイトメントにおいて見られる。そこでは、次のように認識の概念が規定されている。

「認識とは、ある項目を資産、負債、収益、費用もしくはこれらに類するものとして、企業の帳簿に正式に記帳するかまたは財務諸表に記載するプロセスである。認識は、ある項目を文字と数値の両者を用いて表現し、かつ、その項目の数値が、財務諸表の合計数値の一部に含められることをいう。」⁽¹⁾

ここでは貸借対照表と損益計算書に計上する行為を認識とし、「財務諸表以外のその他の財務報告の手段によって開示される情報は、認識とはいわない」⁽²⁾。このように会計においては、「認識する（recognize）」とは「記録すること（record）」、「非認識（unrecognize）」とは「記録しないこと（unrecord）」を意味する⁽³⁾。記録することを認識と呼ぶのは、認識という用語がもっている通用の意味、すなわち「見分けること」もしくは「認めること」と比べると、明らかに意味上のずれがある。「見分けること」、「認めること」それ自体は、「記録すること」ではないからである。

他方、会計においては、認識は会計に記載する対象を識別する意味にも用いられている。FASBの「財務会計概念ステイトメント」は、「ある企業の資産

と負債および事象がそれらに及ぼす影響、ならびに事象が持分に及ぼす影響は、当該企業の財務諸表における認識の対象に値する」⁽⁴⁾と述べている。ここでは認識は、資産と負債、それらの変化を識別する意味で、すなわちその用語の通用の意味で用いられている。とりわけ会計理論の分野においては、認識は、資産と負債、それらの変化を識別する意味で用いられる傾向が強い。例えば、「財務諸表の認識」を論じたジョンソンとストリー（L. Todd Johnson and Reed K. Storey）は、「認識は、実際世界の経済的事柄と事象（real-world economic thing and events）の実体への影響を財務諸表に表し、表示しようとするものである」⁽⁵⁾と述べ、認識問題の重要性を以下のように述べている。

「特定の認識問題を扱うのに、計上されるもの—存在する事柄または実際世界におきた事象—について、会計人が配慮しているか否かに関わりなく、検討しなければならない。企業の財務諸表は、企業の実際世界の資産と負債、持分、それらの変化を描くよう意図したものであり、また、それを描くために、資産と負債に含まれるもの、そしてそれらに影響を及ぼす事象について理解することが肝要である。」⁽⁶⁾

以上のように会計においては、認識は、財務諸表本体への記帳というきわめて会計的専門的な意味で用いられながら、他方では、資産と負債の存在とその変化を識別するという通用の意味でも用いられている。認識概念は、会計においては二面的な用いられ方をする。純粹に経済的資源と経済的犠牲の経済的事象の識別についていっているかと思うと、他方では財務諸表本体への記帳のことをいっている。普通、経済的事象の識別と財務諸表への記帳を同時に用い、意味をダブらせている。そこには経済的事象の識別から記帳に至るまで、何の矛盾もなく、脈絡をもったプロセスであるとする暗黙の前提がある。しかしこの前提是疑わしい。

現実の会計において、財務諸表への記載の対象を認識することと、財務諸表に記載することそれ自体とは別の次元の事柄であり、この二つの局面は区別して考えなければならない。当初の実際世界の事柄と事象を識別する問題は会計以前の問題であり、他方、財務諸表への記帳の問題は会計固有の問題である。両者は、一致しないのが普通である。

例えば資産会計において、ある特定の経済的資源の存在とそれらの変化を識別したとしよう。識別された経済的資源がそのまま会計の資産として矛盾なく計上されれば問題はない。しかし貸借対照表への資産計上は、会計の専門的な枠組みのなかで行われなければならない。借方に計上しようとすれば、必ず貸方に計上しなければならない。もし貸方項目の計上に問題があれば、借方の計上を変更しなければならない事態も生じる。財務諸表上の資産、負債、資本金、収益、費用の枠組みのなかで処理できないものは、いくら実際世界の経済的資源に大きな変化があろうとも計上（認識）するわけにはいかない。

財務諸表への計上は、会計固有の仕組みに規定されて展開するものであり、この会計表現を拘束する要因は、実際世界の経済的事象を忠実に認識しようとする要因とは同じではない。たとえ実際世界の経済的事象のことが問題にされていても、会計上の問題になれば、実際世界の経済的事象から離れ、会計特有の論理にしたがうことになる。会計は、資産と負債と資本金、収益、費用の要素の組み合わせによって利益を算出する仕組みを取っているから、どのような経済的事象もこの枠組みのもとに処理される。この枠組みのもとの処理は、経済的事象の認識行為とは別のものである。

現代会計は、経済的事象を識別することと財務諸表に記帳することを、ともに認識の概念に含めさせ、両者を矛盾のないものであると前提することによって、事柄の本質を見にくくしている。重要なのは、経済的事象を識別することと財務諸表に記帳することを区別することである。そして会計計上を規定する実際の要因を分析することである。資産計上に関していえば、借方計上局面で実際世界の経済的資源の認識を強調してオンバランスさせようとする傾向があるが、そのオンバランスそのものは、実際世界の経済的資源を識別する努力からではなく、貸方に計上される勘定科目の性質に規定されて行われる。この場合の会計計上を規定する要因を見いだすことが重要である。この例を有価証券資産会計を素材に検討してみよう。

2 有価証券資産の認識

1993年に FASB は、負債証券と持分証券に関する会計基準（Statement of Financial Accounting Standards No. 115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities）を公表した。本会計基準は、すべての負債証券および持分証券を、次の3つに区分し、それぞれの証券についての会計処理を規定した。

(1) 満期保有目的 (held-to-maturity)

企業が満期まで保有するという積極的な意思と能力 (positive intent and ability) を有する負債証券は、満期保有目的有価証券に分類され、償却原価 (amortized costs) によって報告される。

(2) 売買目的 (trading)

主として短期間に売買することを目的として購入し保有している負債証券および持分証券は、売買目的有価証券に分類され、公正価値によって報告されるとともに未実現損益は当期利益 (earning) に含められる。

(3) 売却可能 (available-for-sale)

上記(1), (2)のいずれにも分類されない負債証券および持分証券は、売却可能証券に分類され、公正価値によって報告されるとともに、未実現利益は、当期利益に含めず、株主持分の部の独立項目として報告される。

有価証券資産の会計基準の形成過程をみると、最初の出だしは、経済環境の変化を理由に、有価証券資産をいかに認識するかという、言葉の通用の意味での認識の問題として出発している。有価証券資産を取得原価もしくは低価主義にもとづいて記録するこれまでの会計実務は、経済環境の変化のなかで、著しく現実の実態を反映しなくなった。これをいかに反映させ認識するか、という問題意識をもって、有価証券資産の会計基準の形成ははじまっている。当会計基準の形成経過についての FASB メンバーによるコメントは、以下のように指摘している。

「環境が変化し、証券の売却の機会とインセンティブが増大するにともな

い、既存のガイダンスは、一貫性のない、不十分なものとなった。利子率に対する規制緩和は、負債証券を満期日以前に処分する経済的インセンティブを増大させた。金融機関は、より儲けの多い証券に投資することによって利益を高めることができた。金融機関は、また利子率リスクを管理し、他の投資リスクを管理出来るようになった。つけ加えて、高い利回りの形成とリスク管理のために、利子限定ストリップ、元本限定ストリップ（interest-only and principal-only strip）、担保付きモーゲージ債務（collateralized mortgage obligations）、高利回り社債などを含む新しい金融商品が開発されるようになった。

経済環境と規制環境の変化の結果、利子リスクマネジメント技術の複雑化と金融エンジニアリングの専門家の出現によって、新しい金融商品が利子率リスクを管理するために生み出された。満期まで証券を保有することなど、金融機関の経済成長を最大化することができないために、多くの投資マネージャーにとっては、まずい経営実務であるとされた。すべての金融機関の資産は、たとえそれが『販売のための保有（held for sale）』と特に指定されていなくとも、正常な環境のもとでは『売却可能（available for sale）』であると考えられる。』⁽⁷⁾

このような経済環境の変化にともなう有価証券の実態の認識の問題は、貯蓄貸付組合（Savings and Loan Association: S&L）による金融危機を背景に、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission; SEC）などの規制機関によって取り上げられた。FASB 基準書第115号の前文に書かれているように、「本基準書は、負債証券、とりわけ金融機関所有の負債証券投資額の認識と測定について規制当局などが表明した懸念に対応して着手された」⁽⁸⁾のである。規制当局の論議は、少なくとも当初は実際の有価証券資産をいかに認識するか、という言葉の通用の意味での認識の意味でもって問題提起されていた。そこでは、経済環境の変化によって、有価証券資産を保有する経営者の意図に関わらすことなく、市場価値にて評価することが要請されている。例えば1990年にSECのチーフアカウンタントがアメリカ公認会計士協会(AICPA)の会計基準執行委員会（Accounting Standards Executive Committee: AcSEC）

に宛てた書簡においては、基準設定者が「出来るだけ早い期日に適切な市場ベースの評価測定を用いるよう」勧告し、たとえ市場ベース評価の導入が銀行や貯蓄組合の報告利益の不安定性を増大させたとしても、その不安定性は金融機関の投資ポートフォリオの動態から生まれたものである。「会計基準は、それが表現しようするレアリティを隠すべきでない。財務諸表は、流動する市場によって提供される信頼性をもった評価を無視すべきでない」⁽⁹⁾。さらに、投資の意図にもとづいた有価証券資産の分類は、「精神分析的な会計 (psychoanalytic accounting)」となり、プラクティカルでなく、有用でもないとしている。現代の「投資決定がなされるダイナミックな市場環境を考えると、意図と能力にもとづいてポートフォリオを区別することは本質的に困難であるから、すべての投資証券が市場価値にて報告されるよう多大な配慮がされなければならぬ」⁽¹⁰⁾と勧告している。

資本市場における投資有価証券は、すべて市場性をもって売却される傾向が増大している。たとえ償還の満期日を有する負債証券であっても、売買活動が活発になるにつれて、実質的には「売却可能」な性格をもつようになっている。有価証券資産の経済的実態の忠実な表現を目指した認識の論理をおし進めなければ、有価証券資産はすべて区別なく市場価値にて評価すべきものとなる。

しかしこのような実際世界の有価証券資産の実態とは違って、FASB の会計基準は、「経営者の意図 (management intent)」にもとづいた有価証券資産の分類をおこない、それぞれの分類ごとに違った評価方法を採用する方式を取った。経営者の意図という心理的な要因にもとづいた有価証券資産を分類し計上することは、有価証券資産の経済的実態を客観的に識別することからかけ離れたものとなる。

FASB による有価証券資産を「満期保有目的」と「売買目的」、「売却可能」に3分類する方法は、金融業の実務傾向に基づくものであった。例えば、銀行業においてみると、有価証券を「売買目的 (trading)」と「投資 (investing)」の二つのカテゴリーに分け、「売買目的有価証券」については値洗い (marked to market) して利得と損失を利益に計上し、「投資有価証券」は歴史的原価によって計上し、「恒久的な損傷 (permanent impairment)」が生じ

た場合には貸倒引当金を計上していた。「恒久的な損傷」とは、市場価値が簿価より下落し、銀行がもうこれ以上、「長期にわたってこれらの有価証券を保有する能力も意図ももたない」場合を想定した。貯蓄貸付組合(S&L)もこれと同じ2分類のシステムをとっており、恒久的な損傷は、市価の下落が生じ、貯蓄貸付組合がこれ以上「負債証券を満期まで保有する能力も意図ももたない」場合に計上された。信用組合(Credit Union)も、2分類の指針書をもっていたが、その指針書は意図する保有期間として「満期保有(hold to maturity)」「長期間ベース(long-term based)」「見通しのきく将来(foreseeable future)」の用語を用いていた。保険会社のガイダンスは、「満期まで社債を保有する能力と意図(ability and intent to hold the bonds until maturity)」という用語を用いていた⁽¹¹⁾。このように金融関係業種の実務傾向にFASBの有価証券の会計基準の基礎を見い出すことができる。

FASBの会計基準による分類は、少なくとも実際の経済環境における有価証券資産を忠実に反映しようとする認識の努力から導き出されたものではない。それは貸方に計上される勘定科目的会計的性質から導き出されたものである。すなわち借方に計上される有価証券資産の分類は、貸方に計上される利得と損失の会計上の性質に規定されて成立したものである。

負債証券の「満期保有目的」への分類は、貸方にどのような利得(損失)も計上しないという要因に規定されて成立する。負債証券と持分証券を「売買目的」に分類することは、貸方において利得(損失)を純利益に算入させようとする要因に規定されて成立する。さらに「売却可能」への分類は、貸方において利得(損失)を純利益から排除し持分の修正項目に計上するという要因に規定されて成立する。このように借方の有価証券資産の分類を生み出したものは、借方自体の問題ではなくて、貸方に計上されるものの性格である。

FASBの会計基準は、有価証券の分類を「経営者の意図」にもとづかせている。とりわけ負債証券を「満期保有目的」に分類することについては、満期まで保有する「積極的な意思と能力」に関わらせるとともに、さらにそのことについてもやや厳しい拘束をかけている。経営者の意図が単に「無期限(indefinite period)」に保有しようとするだけでは、満期保有目的有価証券とするこ

とはできないとし、いくつかの変化事例が生じた場合に売却されるような負債証券は満期保有目的有価証券とすることはできないとしている⁽¹²⁾。しかしいかに詳細な拘束をかけようとも、「経営者の意図」に有価証券分類が依存しているかぎり、それは有価証券の認定の客観的規準とはなりえない。

さらに「売買目的」と「売却可能」との区分にいたっては、そのこと自体が不可能である。「売買目的」の有価証券は、「活発で頻繁に売買され、短期的な価格差から収益を獲得する目的をもって購入・保有される」⁽¹³⁾ ものであるとされ、それ以外は「売却可能」の有価証券とされる。しかしながら、このような定義から、借方サイドにおいて、「売買目的」と「売却可能」の有価証券を区別せよといつても区別のしようがない。ところが貸方サイドから見れば、二つの有価証券の違いは歴然となる。「売買目的」の有価証券は当期の純利益に算入されるのに対し、「売却可能」の有価証券は純利益から排除され持分項目に計上される。両者の区分を決めるのは、貸方サイドの勘定項目の性質である。借方サイドに焦点をおくかぎり、「売買目的」と「売却可能」とを区分する必要性は存在しない。経営者が有価証券評価に関する、貸方を利益にしたければ「売買目的」とし、そうではなく利益から排除したければ「売却可能」とする。この貸方の計上の要因以外に両者を区分する理由が立たない。

FASB 基準書第115号は、さらに「売却可能」と「満期保有目的」の有価証券については、公正価値の下落が一時的な（temporary）でないと判断され、損傷（impairment）によって生じた損失は損益計算書に計上された。 「満期保有目的」有価証券については、評価下げされた新しい帳簿価格は、後に公正価値が回復しても増額してはならない。「売却可能」有価証券については、後に公正価値が増減するとその変動を持分項目に計上するとした。このような損傷額の処理と後の公正価値の変動額の処理における相異、とりわけ貸方に現れる効果が、借方の有価証券分類を規定する要因となる。

以上にみたように、実際世界における有価証券を忠実に認識しようとする要請から有価証券の貸借対照表の借方計上に焦点をおくかぎり、有価証券資産の3分類の必要性は見いだせない。貸方サイドの視点に立って初めて有価証券の3分類の意味が判明する。

有価証券資産の会計基準の形成の過程においては、当初は実際世界の有価証券の実態を忠実に反映する認識の問題として取り上げられ、有価証券資産の借方表示を中心に議論された。しかし実際の会計基準の形成においては、実際世界の有価証券資産を借方にいかに計上するかという問題は消え失せてしまった。形の上では、借方の資産計上は中心的な問題となっているが、これを規定する要因は借方自体ではない。借方の計上は、貸方に計上されるものの性格に規定されている。ここに実質的に貸方が借方を規定する関係が見いだされるのである。このような関係は、有価証券資産の会計のみに見られる現象ではない。会計全体を貫いて見られる一般的な傾向であるともいえる。例えば今日、企業の貸借対照表の株主持分の項目には、売却可能有価証券の計上にともなう持分修正項目だけでなく、実に多様な持分修正項目が計上されている。これらの項目は、いずれも損益計算書に計上されることなく素通りして、直接、貸借対照表に計上されている。

3 損益計算書を経由せずに計上される持分修正項目

現代の会計においては、損益計算書を経由することなく直接、貸借対照表の持分項目に計上される項目が増大している。前項でみた有価証券の会計においては、「売却可能」に分類された有価証券の評価益と、「満期保有目的」から「売却可能」に変更された有価証券の評価益、さらには「売却可能」の有価証券で損傷を評価して以降、時価が評価下げ額を超過した部分については、損益計算書をバイパスし直接、貸借対照表の株主持分項目に計上されることになっている。このような売却可能有価証券の会計処理以外に、損益計算書をバイパスして直接、株主持分に計上する会計処理の代表的事例をあげれば以下のごとくである。

(1) 外貨換算修正：FASB 基準書第52号「外貨換算」においては、外貨換算の方法に二つの選択肢を設定している。換算修正額を期間損益計算書に計上する方法と、株主持分勘定に計上する方法である。両方式の区別は、「機能通貨(functional currency)」の選択にかかっている。機能通貨とは、「事業単位が

事業を行っている第一次的に重要な経済環境における通貨であり、通常は、事業単位が主として資金を獲得し、かつ消費している経済環境における通貨である」⁽¹⁴⁾ とされている。事業単位の勘定が外国の事業単位のローカルな通貨にて維持されており、また、合衆国か他の国かいずれかの機能通貨に再測定される場合には（テンポラル法を採用）、換算修正は当期間の損益計算書に報告される。他方、外国事業単位のローカルな通貨が機能通貨である場合には（カレント・レート法を採用）、換算修正は株主持分の独立の構成要素として計算され報告される。すなわち機能通貨の選択と認定によって、換算修正を損益計算書に計上する方法と、損益計算書をバイパスして直接、貸借対照表の株主持分項目に計上する方法が成立する。機能通貨の認定について、FASB 基準書第52号は6つの規準を例示しているが⁽¹⁶⁾、実際のところ企業の側に選択の自由裁量が認められている。すなわち、アメリカ企業の財務担当役員がいうように「望み通りの通貨を機能通貨として選択できる」⁽¹⁷⁾ ものとなっている。機能通貨の選択に、相当の自由裁量があるとすれば、機能通貨の選択は、客観的な状況の分析の上に立って、換算修正の会計処理が行われるのではなく、もっぱら、換算修正を期間の純利益の算定に関わらせるか、それとも純利益から排除して持分項目に算入するか、という貸方計上のあり方が規定要因となる。すなわち機能通貨の選択と、テンポラル法を採用するかカレント法を採用するかの問題は、貸方サイドにおいて換算修正を純利益に算入するか、それとも純利益から排除するか、という会計上の要因によって規定されることになる。

(2) 先物契約会計：FASB 基準書第80号「先物契約会計」の設定する会計基準においては、先物契約の市場価値の変動が発生した期間に計上されることが要請されている。この場合、先物契約を「スペキュレーション」と「ヘッジ」とに二分して、スペキュレーションとした先物契約については、市場価値変動を利得もしくは損失として期間の損益計算書に計上し、他方、ヘッジとした先物契約については、市場価値の変動を、売却もしくは処分されるまで、持分の独立項目に含めるものとする。したがって先物契約をスペキュレーションか、ヘッジか、いずれのものとして認識するかという問題が重要になる。FASB 基準書第80号は、「ヘッジ規準」を設け、「a. ヘッジされる項目がその企業を価

格（または金利）リスクにさらしていること」、「b. その先物契約がそのままさらされているリスクを軽減し、かつヘッジに指定されていること」⁽¹⁷⁾、この二つの用件を満たしている場合にはヘッジとして適格であるとした。またヘッジされる項目と種類の異なる商品の先物契約をヘッジに利用する場合には、両者の価格に明らかな経済関係が存在し高い相関関係がほぼ確実（probable）であれば、ヘッジとして会計処理できるとした。しかし実際のところ、このようなヘッジを認識する規準は、現実の複雑な取引からして、適用するのに困難である。現実の取引にはヘッジとスペキュレーションを組み合わせたものが多く、どの取引をヘッジとするか、あるいはスペキュレーションとするかは、結局、経営者による判断の問題となる⁽¹⁸⁾。したがってここでもヘッジとスペキュレーションの分類は、実際の取引状況の認識によるのではなく、会計上、期間の純利益に算入させるか、それとも純利益から排除するか、という貸方サイドの問題が規定要因となる。

以上にみた会計処理の他に、外貨建取引による特定の為替差損益の処理⁽¹⁹⁾と、年金会計の処理においても⁽²⁰⁾、損益計算書を経由せずして持分修正項目が計上される。

これらの持分修正項目は、株主持分概念としての適格性をもって持分のセクションに計上されたものではない。期間純利益への算入を排除しようとした結果、株主持分の項目に計上されたのである。純利益から排除するという要因が、有価証券については「売却可能」有価証券の分類を生みだし、外貨換算会計については「機能通貨」選択に依存した会計処理を生みだし、先物契約の会計については「ヘッジ」取引認定による会計処理を生み出したと考えられる。このような貸方計上の要因が、会計記録の対象を認識する方法を規定するものとなっている。

損益計算書をバイパスして貸借対照表に直接、計上し、持分項目に算入する会計実務は、積極的な持分概念の検討の上になされたものでない。いわば純利益からの排除の結果、生まれたものである。しかしながらこのような会計実務は、すべての収益と費用、利得と損失を損益計算書に計上することを前提にした伝統的な財務諸表のあり方からすれば、変則的な事柄となる。しかしこのよ

うな変則的な会計処理は今や常態化し、デリバティブの会計を中心としてさらに、拡大しようとしている。この傾向のもとで「持分は、明確な定義をされない増大しつつある重要情報のごみ箱（dumpster）となろうとしている。」⁽²¹⁾ そのために、持分勘定において直接の増額と減額を生み出す会計処理を、フォーマルでさらに組織だった方法にて表示する方法に切り替え、損益計算書算入排除の会計実務を正当化し、合理化する新しい会計制度の形成が必要になってい る。その傾向は、「包括利益ステイトメント(statement of comprehensive income)」の形成に見られる。

4 包括利益計算書の制度的位置

FASBは、1995年9月13日に包括利益の報告問題に向けたプロジェクトを決定し、1996年6月20日に公開草案「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」を公表した。本公開草案では包括利益とその構成要素の報告を「一般目的財務諸表一式（full set of general-purpose financial statements）」⁽²²⁾ の一つにすることを提案している。

包括利益については、FASBの財務会計概念ステイトメンにおいて次のように規定している。

「包括的利益は、出資者以外の源泉から生じる取引その他の事象および環境要因による一期間における営利企業の持分の変動である。それは出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」⁽²³⁾

包括利益は、「稼得利益（earning）」と「稼得利益を除いたその他の包括利益」から構成される。その算式は表1のように示される。⁽²⁴⁾

稼得利益とは「期間業績の測定」であり、それからは「可能な限り、その期間について外部性を持つものは、他の期間に本来属するような項目は排除される」⁽²⁵⁾。稼得利益概念と現行の純利益概念とを比較すると、純利益概念には「前期間の修正」と「会計基準の変更の累積的影響」が含まれられるのに対し、稼得利益概念からは排除されている。この点を除けば、稼得利益と純利益とは

表1 利益の内訳要素

+利益	稼得プロセスを伴うもの
-費用	
+利益	稼得プロセスを伴わないもの
-損失	
稼得利益	
±前期損益修正の累積的影響額	
±資本取引によらないその他の持分の変動	
包括的利益	

同じものとなる。

FASB の概念ステートメントは、このような包括利益の規定のもとに、他の財務ステートメントにつけ加えて、包括利益のステートメントの表示を以下のように求めている。

「財務報告として企業に関する多種多量の情報を提供するためには、いくつかの財務諸表が必要である。一会計期間の十分かつ相互に連繋し合っている一組の財務諸表からは、次の情報が提示されるはずである。

期末現在の財政状態

当該会計期間の稼得利益（純利益）

当該会計期間の包括的利益（出資者以外の者との取引から生じる持分の変動のすべて）

当該期間中のキャッシュ・フロー

当該期間中の出資者による投資および出資者への分配」⁽²⁶⁾

1995年にはじまった包括利益報告のプロジェクトは、基本的に財務会計概念ステートメントにしたがって行われている。

FASB の公開草案では、包括利益計算書を損益計算書とは別に独立して表示する「2ステートメントアプローチ」によっても、また損益計算に包括利益計算書をつけ加えた「単一ステートメントアプローチ」によってもよいとしている。今、2ステートメントアプローチによる損益計算書と包括利益計算書、貸借対照表のフォーマットを示せば、表-2, 3, 4のようになる。

この雑形からも明らかなように、包括利益は、「純利益 (net income)」と「その他の包括利益 (other comprehensive income)」に分けられ、純利益を算定する損益計算書と、その他の包括利益を源泉別に表示した包括利益計算書をもって表示される。貸借対照表ではその他の包括利益の累積残高が、「留保利益 (retained earning)」からも、また持分セクションの「追加払込資本 (additional paid-in capital)」からも分離して表示される。FASB の概念ステイトメントにおいては、損益計算書は「稼得利益」のステイトメントとして、「前期修正項目」と「会計基準の変更の累積的影響」は排除されていたが、公開草案では、純利益表示に含め、従来からの損益計算書の表示形式に変更を加えていない。

FASB によって形成されようとしている包括利益計算書については、さしあたり二つの制度効果を見いだすことが出来る。

その一つは、有価証券会計、外貨換算会計、先物契約会計などに見られた、貸方に現れる項目を損益計算書へ算入せずに排除する会計実務を正当化することである。純利益から排除しようとして、損益計算書をバイパスさせ、直接、

表2 損益計算書（19x7年12月31日）

収益	\$ 140,000
費用	(25,000)
その他の利益、損失	8,000
有価証券売却益	2,000
税引前営業利益	125,000
所得税費用	(31,250)
臨時特別項目と会計変更に伴う累積影響額の計上前利益	93,750
臨時特別項目、純税額	(28,000)
会計変更に伴う累積影響額の計上前利益	65,750
会計変更に伴う累積影響額、純税額	(2,500)
純利益	\$ 63,250
普通株あたり稼得利益	
臨時特別項目と会計変更に伴う累積影響額の計上前利益	\$ 3,75
臨時特別項目	(1,12)
会計変更に伴う累積影響額	(1.0)
純利益	\$ 2,53

表3 包括利益計算書（19x7年12月31日）

純利益	\$ 63,250
その他の包括利益	
外貨換算修正、純税額	8,000
有価証券未実現利得	
期間中に生じた未実現保有利得、純税額	\$ 13,000
マイナス：純利益に含められた利益につ いての分類修正、純税額	(1,500)
最小限年金負債修正、純税分	11,500
その他の包括利益	
包括利益	\$ 80,250
一株あたり包括利益	\$ 3

表4 貸借対照表（19x7年12月31日）

資産：	
現金	\$ 150,000
売掛金	175,000
売却可能有価証券	112,000
機械設備	985,000
資産合計	<u>1,422,000</u>
負債：	
買掛金	\$ 112,500
発生負債	79,250
年金負債	128,000
支払手形	318,500
負債合計	<u>\$ 638,250</u>
持分：	
普通株	\$ 600,000
留保利益	141,750
その他の包括利益累積額	
外貨項目	7,500
有価証券未実現利益（損失）	37,000
最小限負債調整額	(2,500)
その他の包括利益合計	<u>42,000</u>
持分合計	<u>783,750</u>
負債・持分合計	<u>\$ 1,422,000</u>

持分勘定に算入させるような会計実務は、すべての収益、費用、利得・損失を損益計算書にて算定する伝統的な損益計算の論理に矛盾するものである。FASB の公開草案は、純利益の算定からは排除する処理を容認し、「財務状態のステイトメント (a statement of financial position)」(貸借対照表) の持分セクションに直接、計上するのではなく、「財務業績のステイトメント (a statement of financial performance)」の一つとされる包括利益計算書に掲載するものとした。しかし持分セクションに計上されていた多様な項目が、包括利益計算書にて源泉別に表示され、「財務状態のステイトメント」から「財務業績のステイトメント」へ範疇を移行したとしても、純利益から排除する効果は、新しい制度のもとでも引き継がれ合理化される。むしろこのような純利益排除の効果を積極的に合理化する点にこそ包括利益計算書がもつ制度的な役割がある。

第二に指摘しなければならないのは、将来の会計基準形成に必要な制度条件をつくることである。具体的にいえば、包括利益プロジェクトは、デリバティブなどの金融商品を公正価値にて評価する会計基準に対して合意形成の条件整備をする役割をはたす。この点について、検討してみよう。

FASB 公開草案は、包括利益プロジェクトの意義について、以下のように述べている。財務諸表において歴史的原価による測定を維持しようとすれば、多くの金融商品を「オフバランスシート」にしてしまう。例えば利子率スワップは、契約締結時に現金のやりとりを伴わないとために貸借対照表に計上されない。財務諸表をより有用性のあるものにするためには、金融商品を財務諸表において計上し、これを公正価値にて評価することが肝要である。しかしながら、「金融商品の測定に公正価値を用いることは、必然と発生した利得と損失をいかに報告するか」という問題を生じさせる。FASB は、公正価値の採用により、(a) 現在よりも多く利得と損失が認識されるようになり、(b) 報告純利益の変動 (volatility) を増大させるために、そのような問題が重要になると信じている。⁽²⁷⁾ そのためにどのような解決が求められるか。その解決とは、金融商品の公正価値評価から生じる利得と損失を純利益算定から排除することである。

「金融商品を公正価値にて測定することは、それらの商品について利得と損失を生み出すことになるが、そのことはおのずと、それらの利得と損失が純利益の一部として損益計算書に報告しなければならない、ということにはならない。FASBはいくつかの利得と損失を純利益に算入し、その他のものを純利益から排除し、純利益の外部の包括利益の一部として報告することは適切であり、概念ステイトメントと一致していると信じている。」⁽²⁸⁾

以上に見たように、包括利益ステイトメントは、会計基準として設定されようとしているデリバティブなどの金融商品の会計について、公正価値評価によって生み出される利得と損失を期間の純利益から排除するのを制度的に支える役割をはたそうとしている。

包括利益ステイトメントは、金融商品の会計基準が形成する上で、不可欠の制度的条件である。すなわち借方の評価問題は、貸方の会計処理、すなわち純利益算定からの排除の論理の形成によって初めて可能になる。このような傾向は、有価証券の会計処理を扱ったFASB基準書第115号の形成過程を見ても明らかである。有価証券会計は、借方を公正価値にて評価するという認識の論理によるだけでは会計基準として形成出来なかった。貸方計上科目を純利益からを排除するという論理が成立することによって、はじめて借方計上の合意は成立したのである。紛糾した有価証券の会計基準の形成について、FASBメンバーは、以下のようないきさつを述べている。

「1992年7月7日、FASBの調査研究部の部長（Director of Research and Technical Activities）のルーカス（Timothy Lucas）は、1988年から1992年のFASBの活動を述べて、原価効率性をもち実行可能と考える妥協のアプローチを提案した。そのメモにおいては、そのプロジェクトが対象範囲を限定されており、その枠内で改善が可能であると強調されていた。そのアプローチとは、市場性をもったある負債証券については、もし所有者が満期まで有価証券を保有する意図と能力を有しているならば、『投資のために保有（held for investment）』として分類する。これらの有価証券は償却原価にて運用され、証券が取得された時に宣言され記録される。満期まで保有する意図が明らかでない、市場性のある負債証券と持分証券は、『売却可能

性をもって保有 (held for possible sale)』もしくは『売買目的 (trading)』として分類され、公正価値にて運用される。『売却可能性をもって保有』と分類された有価証券についての未実現の利得と損失は稼得利益から排除され、包括利益に含められる。『売買目的』と分類された有価証券についての未実現利得と損失は稼得利益に含められる。」⁽²⁹⁾

このように FASB 基準書第115号が成立したのは、貸方の処理をめぐって、何の利得も損失も計上しない（有価証券を「満期保有目的」に分類）、稼得利益に算入せず包括利益（持分修正項目）とする（「売却可能」に分類）、稼得利益に算入する（「売買目的」に分類する）という、3種類の計上方式を認めたからである。このような有価証券についての会計基準の形成に見られた合意のプロセスは、デリバティブなどの金融商品の会計基準の形成においても重要となる。貸方サイドの受け皿さえ出来れば、借方の資産計上の問題は解決される。金融資産の会計問題は、実際世界の金融資産を認識することよりも、貸方の会計表示にあった。

おわりに

会計においては、常に実際世界の経済的事象を誠実に表示するという認識問題が強調される。実際世界を認識するという理由づけは、今後も会計理論からなくなることはないであろう。しかし実際世界を忠実に表現することが、会計制度の展開を規定するものではない。会計はその特有の仕組みから、資産と負債、資本、収益、費用の組み合わせによって利益を算出する。この場合、それぞれの勘定の組み合わせが、会計上の利益にいかなる作用を及ぼすか、ということが、会計計算にとって決定的に重要な事柄となる。そのために計上される利益への作用を目指して、各勘定科目が財務諸表に算入される過程が成立する。したがって資産会計においては、借方の論理を中心に行進しながら、実質的には貸方が借方を規定する関係が成立する⁽³⁰⁾。このような関係が成立するのは、会計が一つの制度システムとして、税とか配当、料金、政府調達価格など、経済関係のもので成立する多様な経済現象を合理化する役割をもっているためで

ある。社会的制度システムとしての会計の性格が、資産会計において貸方が借方を規定する関係を生み出しているものと考える。

本稿で検討した有価証券の会計基準においては、貸方が借方を規定する関係が如実に見られた。また財務諸表の新しいフォーマットを形成するという包括利益プロジェクトは、現代の新しい会計実務の形成（例えば金融資産会計）を合理化するために、それらの会計実務形成にとって鍵となる貸方問題を解決しようとしたものであると理解される。

注

- (1) FASB Statements of Financial Accounting Concepts, No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, 1986, para.6. 平松, 広瀬訳『FASB 財務会計の諸概念』(中央経済社) 213頁。
- (2) Ibid, para.9. 邦訳 215頁。
- (3) FASB Financial Accounting Series, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Reporting Comprehensive Income, June 20, 1996, p. 1.
- (4) Op.cit, para.59, 邦訳 328頁。
- (5) Jhonson, L. Todd and Reed K. Storey, FASB Research Report, *Recognition in Financial Statements: Underlying Concepts and Practical Conventions*, 1982, p.2. またスタークリング (Robert R. Sterling) は、表示上の忠実性を計るので会計の最重要課題として、項目と数値の経験的検証可能性が会計の不可欠の属性となることを唱えている。この理論においては、認識は単なる記録行為ではなく、経済的実態を説明する (account for) 行為となる。Sterling, Robert R., *An Essay on Recognition*, The University of Sydney, Accounting Research Center, 1985. 参照。
- (6) Jhonson, L. Todd and Reed K. Storey, op.cit., p.8.
- (7) Johnson, L. Todd and Robert J. Swieringa, Anatomy of an Agenda Decision: Statement No. 115, *Accounting Horizons*, June 1996, p.153.
- (8) FASB Statement of Financial Accounting Standards No.115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities, 1993.
- (9) Johnson, L. Todd and Robert J. Swieringa, ibid., p. 153.
- (10) Ibid, p. 158.
- (11) Wyatt, Arthur, The SEC Says: Mark to Market!, *Accounting Horizons*, March 1991, p.81.
- (12) FASB 基準書第115号は、以下の変化があった場合に売却されるような負債証

券は「満期保有目的」とすることは出来ないとしている。(para. 9.)

- ・市場金利の変動とこれに関連する当該有価証券の期限前償還リスクの変動
- ・流動性のためのニーズ（例えば、預金の引き出しに伴うもの、資金貸出需要の増大、保険証券の解約、保険金の支払）
- ・代替的投資の利用可能性および利回り変動
- ・資金調達源泉及び条件の変更
- ・為替リスクの変更

(13) Ibid., para. 12.

(14) FASB Statement of Financial Accounting Standards, No. 52, Foreign Currency Translation, 1981, para. 5.

(15) Ibid., para. 42.

(16) 峰 輝子「多国籍企業の特性と機能通貨決定」、雑誌『会計』（4月号、1993年、森山書店）583頁。

(17) FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 80, Accounting for Futures Contracts, 1984, para. 4.

(18) 伊丹 清「アメリカ先物取引会計の構造」、雑誌『会計』（1月号、1995年、森山書店）95頁。

(19) 外貨建取引による為替差損益；外国企業に対して正味投資額に対してヘッジとして特定化され、特定時からの実効性のある外貨建取引から生まれた為替差損益は純利益に含めることなく持分項目に算定される。また長期投資の性格をもった関係会社間の外貨取引であって、当該取引が関与する事業単位が報告企業の財務諸表上連結されるか、結合されるか、もしくは持分法で処理されている場合の為替差損益も純利益から排除され持分項目に計上される。(FASB Statement of Financial Accounting Standards, No. 52, Foreign Currency Translation, 1981, para. 20.)

(20) 年金会計において、累積給付債務が年金プラン資産の公正価値を超過する場合、追加の負債が記録され、それに対応する借方には無形資産が計上される。また借方が未認識の過去勤務原価より少い場合には、無形資産として報告され、借方が未認識の過去勤務原価よりも大きい場合には、その超過額（期間の純年金原価として認識されなかった純損失を表す）は、持分勘定に（控除される形で）計上される。

(FASB Statement of Financial Accounting Standards, No. 87, Employers' Accounting for Pensions, 1985, para. 37.)

(21) Beresford, Dennis R., L. Todd Johnson and Cheril L. Reither, Is a Second Income Statement Needed ?, *Journal of Accountancy*, April 1996, p.70.

(22) FASB Financial Accounting Series, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Reporting Comprehensive

- Income, June 20, 1996, Summary,
- (23) FASB Statement of Financial Accounting Concepts No. 3, 1980, para. 56.
- (24) FASB Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, para. 43. (邦訳232頁)
- (25) Ibid., para. 34. (邦訳236頁)
- (26) Ibid., para. 13. (邦訳217~218頁)
- (27) FASB Financial Accounting Series, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Reporting Comprehensive Income, para. 49.
- (28) Ibid, para. 50.
- (29) Johnson, L. Todd and Robert J. Swieringa, op. cit., p. 168.

(30) 資産会計において貸方が借方を規定する関係は、広範に見られることである。

しかもこのような関係は、今世紀の初頭のアメリカ会計理論の形成過程にも如実に見られる。加藤盛弘教授は、ハットフィールド (Henry Rand Hatfield) の会計理論を検討され、それが財産計算原理をもって資産の評価論中心の理論を展開しているが、実際、この理論を規定しているのは、当時の水割り株の発行の伴う会計上の資本金の水増しと配当可能利益算定の問題であったとされる。すなわち資本と利益の問題が理論構成の機軸になっている。すなわち「貸方（資本・利益）が理論形成の核である。」「貸方こそが資産評価と費用計算を規定している。」と述べられている（加藤盛弘『会計学の論理』（森山書店、1973年）26頁、28頁）。今世紀の初頭に見られた資産評価論に見られる貸方が借方を規定する関係は、時代を超えて資本主義会計を貫く基本的な性格であるといえる。